

企業会計基準第 73 号

「リースに関する会計基準（案）」等に対するコメント

2023 年 8 月 3 日

住友三井オートサービス株式会社
経理部

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」に対して、下記の通りコメントを提出いたします。

記

質問 5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）

本会計基準案等におけるリースの定義及びリースの識別に関する提案に同意しますか。 同意しない場合には、その理由をご記載ください。
--

【コメント】

借手の「リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分」における、維持管理費用相当額（財又はサービスを移転しない活動及びコスト）の配分方法について同意しません。理由は以下のとおりです。

- ① 自動車リースにおいては、リース料総額に占める税金及び保険料等の維持管理費用相当額の割合が高く重要性がある。公開草案では維持管理費用相当額を「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」の独立価格の比率に基づいて配分することを定めているが、比率配分以外にも実態に即した配分方法も認めるべきである。比率配分のみだと維持管理費用相当額に重要性が高い場合、適切な使用権資産を計上できない。
- ② 現行基準においては維持管理費用相当額及び役務提供相当額を控除して 300 万円以下の判定を行っている。適用指針 BC35 において、現行基準の扱いを継続適用することにより借手の負担を減らすことができるとの記載があるが、自動車リースにおいては維持管理費用相当額の重要性が高く、維持管理費用相当額を「リースを構成する部分」から控除しない場合は少額リース（300 万円基準）の扱いを適用できないケースが増加するため、適用指針 BC35 の借手の負担を減らす記載と矛盾が生じる。
- ③ 以上の理由により、実態に即した会計処理を行うべく維持管理費用相当額の配分については、比率配分のみではなく、実態に即した配分方法、及び現行基準における原則控除の継続適用を選択可能としていただきたい。

質問 10（少額リースに関する簡便的な取扱いについての質問）

本会計基準案等における少額リースに関する簡便的な取扱いについての提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

少額リースに関する簡便的な取扱いについて一部同意しません。

（質問 5）の記載のとおり、「リースを構成する部分」から維持管理費用相当額を原則控除する現行基準の継続、及び実態に即した配分方法にしていきたい。

質問 24（経過措置に関する質問）

本会計基準案等における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

借手におけるオペレーティング・リース取引に分類していたリース等の経過措置に関して同意しません。理由は以下のとおりです。

- ① 経過措置として、「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」に区分することは実務上困難なケースがあるため、「区分する」もしくは「区分しない」を選択可能とするような記載にしていきたい。
- ② 適用指針 117 項の扱いは、実務負担の観点から、選択肢として割引前のリース債務及び使用権資産で計上し、使用権資産については定額で償却することも認めるべきである。

質問 27 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

借手の変動リース料の扱いについて、自動車リースにおいては、契約開始時点の重量税や自賠償保険料等（以下、「公租公課」）を基に契約金額を算定しているが、契約期間中の税制改正等により公租公課に増減が生じることがある。契約金額に占める公租公課の金額的重要性は比較的高いため、公租公課の変動額についてはリース会社と契約先の間でリース料の精算をリース期間中に実施している。なお、この精算には未経過部分も含まれている。

上記の様な精算は、適用指針 45 項の変動リース料に該当するのかを明瞭にさせていただきたい。仮に、この様な精算が適用指針 45 項における変動リース料に該当し、リース負債（及び使用権資産）の見直しを求めているのであれば、実務上対応が困難である。

- ① 公開草案において借手は公租公課（維持管理費用相当額）を独立価格に基づいて比率配分することになっているが、現行基準は維持管理費用相当額をリース料から控除させ、資産計上額に含めないことを原則としている。
- ② 借手における実際の会計整理として、貸手から提供される借手注記資料を用いているケースが多くあるが、貸手のシステム設計が現行基準（原則として維持管理費用相当額を控除する）になっているためリース期間途中においてリース負債（及び使用権資産）を見直す対応が困難である。仮に見直す場合は事務コストが膨大となる。もしくは、貸手からの借手注記資料提供が不可となり借手がリース開始日において独立価格を見積もること自体が困難となる可能性がある。
- ③ 自動車リース会社の商品として自動車リースを含まない『メンテナンス受託契約（自動車のメンテナンスと維持管理費用の支払のみを受託する契約）』を展開している。リース負債の見直しが強制されるのであれば、多くの自動車リース会社が採用している『メンテナンス・リース契約』は改正リース会計基準（公開草案）の対応が不可能となり、『リース契約』に別途『メンテナンス受託契約』を付けるような対応を取らざるを得なく、貸手・借手の双方にとって契約管理が煩雑になる。
- ④ 以上の理由から（質問 5）に記載したとおり、維持管理費用相当額の配分方法については比率配分のみではなく、実態に即した配分方法、及び現行基準における原則控除の継続適用を選択可能としていただきたい。

以上